別表第二（第29条関係）

	検定（単位　円）
（略）	（略）
検定 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　5,600
検定 非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　5,500
小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　4,000
（略）	（略）

別表第二の二（第29条関係）

	検定（単位　円）
（略）	（略）
検定 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　5,500
検定 非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　5,500
小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　3,900
（略）	（略）

（小型船舶安全規則の一部改正）

第九条　小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置）	（小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置）
第五十七条の三　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	**第五十七条の三**　小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
一　非常の際に衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に発信できるものであること。	一　非常の際に極軌道衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に発信できるものであること。
二～七　（略）	二～七　（略）
八　適正に作動することが衛星を利用することなく確認できるものであること。	八　適正に作動することが極軌道衛星を利用することなく確認できるものであること。
九・十　（略）	九・十　（略）
（救命設備の備付数量）	（救命設備の備付数量）
第五十八条　近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。	**第五十八条**　近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置　一個	九　小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置　一個
十・十一　（略）	十・十一　（略）